

(令和5年度補正) 令和6年度愛媛県地域少子化対策重点推進事業費補助金 実施計画書 個票

自治体名	四国中央市
本事業の担当部局名	福祉部 こども家庭課

事業メニュー	結婚新生活支援事業			
区分	結婚新生活支援			
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)			
個別事業名	四国中央市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	新規	
実施期間	令和6年4月1日	～	令和7年3月31日	事業開始年度 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	7,200,000			円
自治体における少子化対策の全体像及びその位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題) ※全事業共通 本市の人口は1990年をピークに減少に転じ、2020年の15歳未満の年少人口はピーク時から53%減少し、早いスピードで少子化が進行している。また人口社会動態の推移は、転出者が転入者を大幅に上回る転出超過が続いている。本市では令和3年度から人口減少・少子化対策プロジェクト会議を設置し、医療、産業、地域、子育て、教育など総合的に課題を分析し対策に取り組んでいるが、20歳～39歳の提出超過が少子化の進行に大きく影響していると考えられる。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) ＜当年度の少子化対策の全体像＞ ※全事業共通 本市が取り組んだ令和5年度の医療、教育、子育ての総合的な対策事業のうち、県との連携事業による若年出産世帯を対象とした応援事業を行っている。事業の効果を分析するため実施しているアンケート調査では「続けてもらいたい」「助かった」などの回答が多いが、今後はそれぞれの事業の有効性などを評価しながら、より効果的な取り組みを行えるように留意する。また子育て環境整備を充実させる必要もあると考え市全体の基本構想の計画についての協議や、市のこども施策を取りまとめたこども計画の策定に向けたアンケート調査を行う予定であり、結果などから市の課題に向けた取り組みを進める。</p> <p>＜本個別事業の位置付け＞ あらゆる層に対して支援を行うことで本市が目指す温かいまちづくりの実現に繋がると考える。結婚新生活支援事業は、新生活をスタートさせる住居に関する支援であることから、若い世代の経済的不安の軽減が図れるとともに、本市で子育て、定住が期待される。</p>			
個別事業の内容	1. 概要			
	【補助対象要件】			
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【補助上限額】			
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
【対象費目】				
<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>			リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>				引越費用
【継続補助】				
継続補助規定の有無 無				
※(注)3 【その他独自要件】				

2. 申請見込

①新規世帯見込	16	世帯	②継続世帯見込		世帯
上記のうち	ともに29歳以下	8	世帯		
	その他	8	世帯		

【世帯数積算根拠】

・令和5年の夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の婚姻件数76件のうち、所得500万円未満の世帯数64件を税務課において確認。
 ・令和5年の夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下の婚姻件数54件のうち、所得500万円未満の世帯数41件を税務課において確認。
 ・各世帯において約1割程度が申請すると予測

(参考)

【令和5年度申請状況】	未実施
申請世帯数見込	世帯
～12月(実績)	世帯
1月～3月(見込)	世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	8 世帯	× 600,000 円	= 4,800,000 円
(その他)	8 世帯	× 300,000 円	= 2,400,000 円
		(継続補助)	

<積算>

左記上限額のとおり

3. 広報の実施予定

チラシの印刷・配布(1000枚)、婚姻届提出窓口や引越業者等関連業者へ配布を検討

KPI項目	単位	目標値	現状値
※(注)4 ※全事業共通			
項目	単位	直近の実績	
合計特殊出生率		1.24	
婚姻件数	件	216	
婚姻率		2.6	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	単位	目標値	現状値
1 支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	80	
1 結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	80	
2 結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	80	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8			

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。
 - ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題
 - ②当年度の少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け
 - ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
 - ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 - ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
 - ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
 - ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。